

# 狩猟解禁

～事故・違反のない安全な狩猟のために～

## 《昨年度の全国の事故発生状況》

### ○発生状況

区分/年度	H19 年度	H20 年度	増減
発生件数	20	32	+ 12
死傷者数	22	34	+ 12
死者	2	8	+ 6
重傷者	10	14	+ 4
軽傷者	10	12	+ 2

重傷: 全治1ヶ月以上の傷害

### ○原因別状況

区分/年度	H19 年度	H20 年度	増減
総 数	20	32	+ 12
暴 発	9	17	+ 8
転倒した際	4	6	+ 2
銃の誤操作	3	5	+ 2
その他	2	6	+ 4
矢先の安全不確認	6	10	+ 4
獲物と間違い誤射	2	4	+ 2
その他	3	1	- 2

## 《昨年度の事故の特徴》

県内においては、平成 21 年 1 月 9 日、村山市内において、笹舟に乗ってカモを狩猟中、撃った弾が同乗していた仲間にあたり、重傷を負った事故が発生しています。

その他にも、公道上から散弾実包を発射した違反や、散弾銃に実包を装てんしたまま猟場を移動した違反で検挙されています。

これらは全て、「ハンターとしての基本」が守られていないことが原因で発生しています。



**銃刀法違反の罰則が強化されました** (平成19年12月30日施行)

**猟銃等の発射制限違反の罰則が**

**懲役5年以下又は罰金100万円以下(従来懲役2年以下又は罰金30万円以下)と強化されました！！**

～ 猟銃等を用途目的以外で発射した場合等～



**慣れが事故の原因となっています。  
ハンターとしての基本を遵守し、  
「獲物より安全」の意識を持ちましょう！！**

**山形警察署**